二　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する政策に関する重要事項についての調整に関すること（国際統括官及び国際交渉官の所掌に属するものを除く。）。

6　（略）

7　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　（略）

二　国際政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、国際市場整備推進官、国際協力政策調整官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）。

8～10　（略）

（都市防災対策企画室及び都市防災調整官）

第四十六条　都市安全課に、都市防災対策企画室及び都市防災調整官を置く。

2　都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する制度の企画及び立案に関すること。

五～八　（略）

3　（略）

4　都市防災調整官は、命を受けて、都市安全課の所掌に係る防災に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

（都市開発金融支援室及び官民連携推進室並びにまちづくり企画調整官及び国際競争力強化推進官）

第四十八条　まちづくり推進課に、都市開発金融支援室及び官民連携推進室並びにまちづくり企画調整官及び国際競争力強化推進官一人を置く。

2～6　（略）

7　国際競争力強化推進官は、命を受けて、都市局の所掌事務に関する都市の国際競争力の強化に関する基本的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官）

第六十条　河川環境課に、河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

8　河川環境保全企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二　（略）

9・10　（略）

5　（略）

6　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　（略）

二　国際政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際市場整備推進官、国際協力政策調整官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）。

7～9　（略）

（都市防災対策企画室及び都市安全対策官）

第四十六条　都市安全課に、都市防災対策企画室及び都市安全対策官を置く。

2　都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（新設）

四～七　（略）

3　（略）

4　都市安全対策官は、命を受けて、都市安全課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

（都市開発金融支援室及び官民連携推進室並びにまちづくり企画調整官）

第四十八条　まちづくり推進課に、都市開発金融支援室及び官民連携推進室並びにまちづくり企画調整官一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

（河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全調整官、水防企画官及び水防調整官）

第六十条　河川環境課に、河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全調整官、水防企画官及び水防調整官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

8　河川環境保全調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　水管理・国土保全局の所掌事務に関する事業に係る環境影響評価に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

9・10　（略）